

明石市任期付専門職(手話通訳)採用試験の実施について

本市では、障害者差別の解消に向けた施策の一環として、本年4月、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という)」を施行し、また、現在は、「(仮称)障害者差別解消条例」の制定に向けた取り組みを進めています。

今後、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の推進はもとより、「(仮称)障害者差別解消条例」の制定など、障害者施策・事業の積極的かつ効果的な取り組みを進めるため、能力・経験を有する任期付専門職を募集します。

1 募集職種、人数、主な職務内容及び受験資格

職種等	人数	主な職務内容	受験資格
手話通訳	2名程度	1 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の推進に関する事 2 「(仮称)障害者差別解消条例」の制定に関する事 3 障害者施策の充実及び改善に関する事 4 市民、市議会議員、市職員等との手話通訳等に関する事 5 手話言語等についての各種研修等の実施に関する事 6 障害者関係機関との連携、調整に関する事。 など	以下の①～③のいずれにも該当する人 ①手話通訳士、または、手話通訳者の資格を有する人(※) ②行政分野・NPO等において、障害者施策等に関する実務経験を有する人、または、これらに準ずる実務経験等を有する人 ③昭和29年4月2日以降に生まれた人(平成27年4月1日現在で、60歳以下の人)

※手話通訳士・・・厚生労働大臣公認の「手話通訳技能認定試験」に合格し、「手話通訳士」の資格を取得した人

手話通訳者・・・社会福祉法人全国手話研修センターが実施する「手話通訳者全国统一試験」に合格した人

2 身分及び任期等

- (1) 身分 フルタイム勤務の正規職員（行政職（事務職））
※任用期間中は、営利企業等の従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。
- (2) 任期 5年間
※5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。
※任期満了後、本市が採用試験を実施した場合に、改めて合格すれば、再度の任用が可能となります。
- (3) 採用 平成27年10月1日（予定）
※合格者の都合により、相談の上、平成28年4月1日までの間で調整することができます。
- (4) 配属 福祉部（予定）
- (5) 役職 原則、資格内容、実務経験年数及び実績等に応じて、課長級、係長級、主任級のいずれかの役職に格付けします。
課長級・・・行政職6級（年収：約840万円）
係長級・・・行政職5級（年収：約690万円）
主任級・・・行政職4級（年収：約640万円）
- (6) その他 各種団体への入会金及び毎月の会費は、自己負担となります。

3 募集スケジュール

- (1) 募集内容公表 平成27年6月15日（月）
市広報紙掲載、募集パンフレット配布、市ホームページ掲載
- (2) 申込受付期間 平成27年7月1日（水）～27日（月）
- (3) 試験日 平成27年8月8日（土）又は9日（日）
- (4) 合格発表 平成27年8月下旬

4 試験内容

- (1) 実務経験等に関する書類審査
- (2) 個人面接（手話による実技試験も実施予定）